

国立大学法人富山大学研究員等取扱規則

平成20年4月1日制定 平成20年7月22日改正
平成23年4月1日改正 平成27年4月1日改正
平成28年4月1日改正 平成28年4月21日改正
平成30年3月27日改正 令和元年9月24日改正
令和3年4月20日改正 令和5年3月7日改正

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の研究活動の発展推進、研究支援体制の強化及び若手研究者の人材育成に資するため、本学が法人運営費又は外部研究費で実施する研究課題及び契約に基づく共同研究・受託研究等の実施に際し、非常勤の研究員及び研究支援員（以下「研究員等」という。）を雇用する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規則において、「外部研究費」とは、科学研究費助成事業（以下「科学研究費」という。）（間接経費を除く。）、共同研究費、受託研究費（受託事業費を含む。）、寄附金、競争的研究資金等の法人運営費以外の研究資金をいう。

2 この規則において、「部局」とは、学部、教養教育院、附置研究所、附属病院、機構、学内共同教育研究施設、学外との連携による教育研究施設及び保健管理センターをいう。

3 この規則において、「部局の長等」とは、学部長、教養教育院長、和漢医薬学総合研究所長、附属病院長、機構長、学内共同教育研究施設、学外との連携による教育研究施設及び保健管理センターの長をいう。

（名称）

第3条 第1条により雇用する研究員等の名称及び対象者は、次のとおりとする。ただし、独立行政法人日本学術振興会特別研究員その他のフェローシップ等類似の助成を受けている者を雇用することはできない。

（1）研究員

研究遂行上の必要な能力を有する研究者（博士の学位を取得した者又は博士の学位取得が確実な者（人文・社会科学の分野にあっては、博士の学位を取得した者に相当すると認められる者を含む。）。ただし、大学院生、研究生等の教育研究指導を受けている者は除く。）で、原則として他の職についていないものとする。

（2）研究支援員

研究に関する業務を補佐するために必要な能力等を有する者で、原則として他の職についていないものとする。

2 前項第1号の研究員について、雇用経費が科学研究費である場合は、研究分担者を雇用することができない。

（身分）

第4条 研究員等の身分は、契約職員又はパートタイム職員とする。ただし、大学院生を雇用する場合は、本人及びその指導教員から、就業及び修学に支障を及ぼさない旨の誓約があること。

（所属）

第5条 研究員等は、当該研究課題等を実施する部局に所属する。

(職務内容)

第6条 当該研究課題を効果的に推進するため、所属長若しくは研究代表者又は研究分担者（以下「研究代表者等」という。）の指導・助言に従い当該研究業務に従事する。

(就業及び給与)

第7条 研究員等の就業及び給与については、「国立大学法人富山大学契約職員就業規則」又は「国立大学法人富山大学パートタイム職員就業規則」及び「国立大学法人富山大学契約職員及びパートタイム職員の給与に関する規則」の定めるところによる。

(外部研究費による雇用期間等)

第8条 研究員等の雇用期間は、「国立大学法人富山大学契約職員就業規則」又は「国立大学法人富山大学パートタイム職員就業規則」で定めるもののほか、外部研究費により雇用できる期間については、次のとおりとする。

(1) 交付内定の通知が発せられる場合は、当該交付内定通知受領後から当該年度末までとする。

ただし、前年度に継続が内約されている研究課題においては、年度当初から当該年度末までとする。

(2) 契約の締結を必要とする場合は、当該契約を締結した日から契約期間の終了日までとする。

ただし、契約期間が複数年度にわたる場合は、契約を締結した日から当該年度末までとし、次年度以降は、年度当初から当該年度末又は契約期間の終了日までとする。

(3) 前2号に該当しない場合は、外部研究費を受け入れた日から当該年度末までとする。

第9条 外部研究費による研究員等の雇用の更新を行う場合で、当該外部研究費の交付対象期間が定められているときは、その範囲内で更新することができるものとする。

第10条 外部研究費で研究員等を雇用している研究代表者等が、年度途中で他の研究機関に異動する場合及び研究を中断又は廃止する場合に研究員等を雇用できる期間は、当該事実の発生する前日までとする。なお、当該研究代表者等は、異動、廃止又は中断の予定日の1か月前までに学長に報告しなければならない。

第11条 外部研究費の交付前に研究員等を雇用した場合で、当該外部資金の受入れまでの間に、研究代表者等の退職等により外部資金が受入れられなくなった場合には、研究員等の雇用期間に係る経費は、研究代表者等の責任において負担しなければならない。

(選考)

第12条 研究員等の採用は、当該部局で選考を行い、部局の長等が別紙様式により学長に申請し、決定する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究員等の雇用の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年3月7日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

(別紙様式)

研究員等雇用申請書

年 月 日

国立大学法人富山大学長 殿

部局の長等

学部等名

職・氏名

下記のとおり雇用を申請します。

記

区 分	□研究員 □研究支援員	
研究代表者等名	部局： 氏名：	
経費区分	□運営費 □科学研究費 □外部研究費（ ） （科研費の場合：交付決定額 千円 うち雇用に使用する額 千円）	
研究課題名 及び 事業名等	（課題番号 ）	
雇用を必要とする 理由（具体的に）		
雇用予定者	氏名： 生年月日 年 月 日 男 ・ 女 所属： * 大学院生の場合（ 在籍） 指導教員 職名・氏名（ ） ☐ 研究代表者及び指導教員に以下2点について確認済み ・ 学生としての通常の研究指導，授業等に支障のないよう配慮すること ・ 労働時間を適正に管理すること	
職務内容 （具体的に）		
勤務形態等	雇用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	勤務場所	
	勤務時間	1 週当たり 時間 曜日 時間（ 時 分～ 時 分） 曜日 時間（ 時 分～ 時 分）
研究員の場合， 適用基本年俸号数	号（ 円）	
単 価	円／日・時間	

* 雇用予定者が大学院生の場合、第4条に記載の誓約書を添付すること

(裏 面)

備考

- 1 本申請書は、雇用予定日の1か月前までに「履歴書」1部を添付し、提出すること。
- 2 「区分」及び「経費区分」欄には、該当する箇所に $\angle$ 印を付すこと。
- 3 研究員を雇用する場合、給与の基準となる基本年俸号数を決定し、記入すること。